

議案第75号

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区松原まちづくりセンターの位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区出張所設置条例（昭和40年3月世田谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2世田谷区松原まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区松原二丁目17番36号」を「東京都世田谷区松原五丁目43番28号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。